

健康保険が変わります

医療制度改革関連法が成立

経済成長率の伸びを上回る勢いで増え続ける国民医療費。その支え手となる健康保険など現在の医療保険制度は崩壊寸前です。

この制度を将来にわたって持続可能な制度とするために、医療制度改革が、この10月から平成20年4月にかけて段階的に実施されます。このたびの改革は医療費の適正化を目的としたものであり、その内容は「給付の見直し」と「治療から予防重視への転換」となっています。

今回は、この10月と、来年4月から実施される主な改正内容をご紹介します。

おもな改正内容

平成18年10月から

高額療養費の自己負担限度額引き上げ

賞与を含む総報酬に見合った水準に引き上げられます（低所得者は据え置き）。

70歳未満		自己負担限度額	
現行	上位所得者 (月収56万円以上)	139,800円+	(医療費-466,000円) × 1% (77,700円)
	一般	72,300円+	(医療費-241,000円) × 1% (40,200円)
改正後		自己負担限度額	
改正後	上位所得者 (月収53万円以上)	150,000円+	(医療費-500,000円) × 1% (83,400円)
	一般	80,100円+	(医療費-267,000円) × 1% (44,400円)

※（ ）内の金額は多数該当の額。

◆平成19年4月から、入院にかかる窓口負担は、高額療養費自己負担限度額までとなります。

70歳以上		自己負担限度額	
現行		通院 (個人ごとに)	通院 + 入院 (世帯ごとに)
	上位所得者	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円) × 1% (40,200円)
改正後		通院 (個人ごとに)	通院 + 入院 (世帯ごとに)
	上位所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% (44,400円)
	一般	12,000円	44,400円

※（ ）内の金額は多数該当の額。

※新たに現役並み所得者になる70歳以上の人は、平成18年8月から2年間、自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。

平成18年10月から

70歳以上の入院患者の食費・居住費の見直し

療養病床に入院する高齢者の入院費用のうち食費・居住費が、所得・病状に応じて自己負担となります。

70歳以上の患者負担の見直し

現役並みの所得(※)のある70歳以上の高齢者は、患者負担も現役と同じ3割になります。

※月収28万円以上(サラリーマンの場合)・課税所得145万円以上(高齢者夫婦世帯の場合、年収約520万円以上)

現行 2割負担 → 改正後 3割負担

出産育児一時金の引き上げ

現行 1児につき30万円 → 改正後 1児につき35万円

埋葬料の引き下げ

現行 ・被保険者が死亡した場合標準報酬月額のみ月分
(最低保障10万円)
・被扶養者が死亡した場合一律10万円
→ 改正後 一律5万円

平成19年4月から

傷病手当金・出産手当金の見直し

傷病手当金・出産手当金の支給額に賞与が反映されます。

現行 休業1日につき標準報酬日額の6割を支給
→ 改正後 休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額を支給

※任意継続被保険者に対する傷病手当金・出産手当金は廃止されます。

※資格喪失後6カ月以内に産んだ場合に支給されていた出産手当金も廃止されます。

標準報酬月額・標準賞与額の見直し

標準報酬月額の上下限

現行 上限 98万円
下限 9万8千円
→ 改正後 上限 121万円
下限 5万8千円

標準賞与額の上限

現行 1回あたり200万円 → 改正後 年間540万円

